



Title	権利保護としての環境保護：「環境権」の成立可能性
Author(s)	松本, 和彦
Citation	阪大法学. 2014, 64(3-4), p. 235-252
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/71524
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

権利保護としての環境保護

——「環境権」の成立可能性——

松 本 和 彦

はじめに

- 一 環境権の意義と問題点
- 二 人格権構成
- 三 持分権構成
- 四 手続参加権構成
- 五 環境権の憲法化
- 六 もう一つの手続参加権構成
- 七 支配権と決定権

はじめに

人は環境に依存して生きている。人が生きるためにには環境に負荷をかけつつ、環境から生存に必要と考えられるものを入手しなければならない。環境がなくなれば人の生存も不可能になる。環境への負荷が人の生活に

随伴する不可避のものだとしても、人間が今後も生存したいと願うのであれば、人間が環境に課す負荷が、限りのある環境の受容能力を上回らないよう、すなわち、環境を使い尽くしてしまうことのないよう、常に環境に配慮し、常に環境保護を心がけなければならない。その意味において環境保護は人間の宿命的課題である。⁽¹⁾

人間の宿命的課題としての環境保護は、同時に人間社会の法的な要請でもある。法が人間社会の維持のためにあるのなら、法は必ず環境保護を要請する。時代によって、場所によって、濃淡こそあれ、環境保護は法によって要請されている。それは、たとえば、国家の環境保護義務という形で表れることもあれば、国民の環境保護義務という形で表れることがある⁽²⁾。少なくとも、環境に大きな負荷をかける国民の活動に対しては、そのような負荷を回避し低減させる法的義務が課せられるものである。

環境保護が法的に要請される以上、それが法的義務の対象になるのは当然であるが、さらに進んで、権利保護の対象に据えられることもある。権利構成は、権利主体のイニシアティブを通じて、権利内容（この場合は環境保護）の実現を図ろうとするものである。「権利概念には、その主張を社会にアピールすることに加えて、主張に正当性や普遍性を付与するという一般的な機能がある」⁽³⁾といわれるよう、環境保護の主張を権利保護の主張として構成することが、環境保護の正当性を高め、環境保護の水準を最適なものにするとの確信すら感じられる。

しかし、環境保護の主張を権利保護の主張として構成することは、本当に可能なのだろうか。そこに問題はないのだろうか。問題があるとすれば、それはいかなるものだろうか。その問題は解決できるのだろうか。解決できるとすれば、どのようにして解決すればよいのだろうか。本稿は、以上のような疑問に対し、権利構成のあり方を中心として若干の検討を行い、権利保護としての環境保護の法的可能性を探ろうとするものである。

一 環境権の意義と問題点

(二) 環境権とは何か

環境保護の権利主張と聞いて、誰もがすぐに思い浮かべるのが、環境権の主張である。環境権とは、一九七〇年代に、大阪弁護士会の環境権研究会に属する弁護士たちによって提唱された権利である。これは当初、良い環境を享受し、これを支配しうる権利であると定義されていた⁽⁴⁾。この権利はもともと、公害問題が深刻化した時代に、企業等の環境破壊行為を差し止めるための法的根拠として構成された私権であった。それが公権力による環境破壊を排除するための自由権であると解され、今では明文規定がないにもかかわらず、（学説上であるが）憲法に根拠づけられた基本権とみなされるに至っている⁽⁵⁾。そして基本権としての環境権は、憲法一三条（「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」）と二五条一項（「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」）によつて「二重包装」された自由権かつ社会権であると解されている。

(二) 環境権の問題点

環境権は、学説上、今や一つの実定的権利として承認されているといつてよいが、裁判所は、最高裁判所のみならず下級裁判所も含めて、これまで一度も環境権を正面から承認したことはない。というのも、環境権は、その内容が明確でなく、保護の対象となる環境の範囲も広大であつて、環境権侵害の主体も客体も画定することが困難だからであるというのである。

しかし、内容の不明確性や保護の範囲が広いこと自体は、多かれ少なかれ、どのような権利にもいえることなので、それが環境権を認めない決定的な理由になるものではない⁽⁶⁾。環境権が承認されないのは、そもそも環境という

ものが、自然環境（山や川）であり、歴史的・文化的環境（史跡や寺院）であれ、社会的環境（道路や上下水道）であれ、公共の利益（公共財）というべきものであつて、特定の権利主体の支配に服するものと考へることに馴染まないからである。環境は万人のものであり、万人にそれを保護する義務があるというのならまだしも、特定の権利主体が自由に処分できるものと考へることは妥当ではないし、良い環境を特定の権利主体が支配するというのも適切とはいえない。

特定の権利主体が環境を支配する権利としてではなく、多数の市民が環境を共同利用する権利（環境共同利用権）としてであれば、環境の権利を語ることができるという見解もある⁽⁷⁾。しかし、平等やデューペロセスの権利を超える独自の内容がその権利に認められるのかどうかは定かではない。だいたい、環境の共同利用という観念の中に、環境利用の平和的調整の仕組みが最初からビルトインされているとするのなら、その想定は楽観的に過ぎるといわざるを得ないし、また、環境に対する人々の価値評価に違いがあることを認め、環境にどのような保護を与える、どの程度の保護を与えるかについては、民主的な手続参加を通じての一定の調整が要請されているというのなら、それはもはや一つの権利というより、集団的な環境保護のルールそのものであろう。しかもその場合は、通常であれば権利の内実となるはずの自由よりも、環境保護に対する各人の責務が強調されざるを得ないであろう⁽⁸⁾。

環境を保護の対象とする以上、環境権は個人の利益というよりもむしろ、公共の利益そのものを権利の内容にすることになる⁽¹⁰⁾。しかし、権利とは通常、個人の利益を守るためにあるのに、あえて公共の利益に焦点を合わせてしまうと、それは権利の通常の概念と乖離するのではないか⁽¹¹⁾。また、個人の利益を指向しない権利ということになると、権利主体となりうる者も個人を超えて拡大するのではないか。それは結局、誰もが環境保護を主張しうる権利主体になることを意味するとともに、誰もが環境保護の義務主体になるだけではないか、との疑問を生じさせる⁽¹²⁾。

環境権と似た権利として、かつて日本弁護士会によつて提唱された自然享有権がある。⁽¹³⁾これは「人が生まれながらにして有する自然の恵沢を享有する権利」というものである。自然享有権の主張は、当初から支配権の発想と決別し（人間が自然を支配するという傲慢な発想を放棄し）、かつ、権利の対象を環境一般から自然環境へとシフトさせることによつて、いわゆる環境権よりも控え目な主張に終始しようとするものであった。しかし、現世代の人間が将来世代の人間のために生態系を守る義務（万人の環境保護義務）があるということを当該権利の思想的基礎としていた。それは権利と見るよりも、義務と見る方が遙かに自然に感じられる。だとすると、結局のところ、自然享有権も「権利」と名乗つてゐるだけで、通常の意味での権利ではないと考えられる。

二 人格権構成

では、環境保護の権利構成は不可能なのだろうか。確かに、大阪弁護士会が提唱したような環境権や自然享有権を認めることは極めて困難であろう。⁽¹⁴⁾しかしこのことは、環境保護の権利構成を断念しなければならないとする帰結を直ちに導くものではない。そこで以下では、四つの権利構成の可能性を検討してみる。最初に検討されるのは、環境権の人格権構成である。

環境それ自体は公共の利益であつて、個人の利益に直ちに還元できるものではないが、環境汚染の結果、生命・身体・財産といった個人の利益が侵害されている場合、または脅かされている場合は、個人の権利を主張することができる。このうち財産侵害については、伝統的な財産権の法理がそのまま妥当する。特殊な権利構成を考える必要はない。⁽¹⁵⁾

環境汚染によつて個人の生命や身体が侵害され、脅威にさらされている場合は、人格権を引き合いに出すことが

できる。人格権とは「主として生命・身体・健康・自由・名誉・プライバシーなど人格的属性を対象とし、その自由な発展のために、第三者による侵害に対し保護されなければならない諸利益の総体である」⁽¹⁶⁾。それは明文規定のない権利であり、権利の内容も範囲も明確性を欠いているが、個人の利益を指向していることに疑いはないため、学説はもちろん、裁判所もこの権利自体は承認している。

たとえば、環境権が提唱されるきっかけを作った大阪空港騒音訴訟では、航空機の離発着に伴う騒音被害の救済が争点となつたが、裁判所は環境権侵害の主張こそ受け容れなかつたものの、被害を被つた周辺住民の損害賠償請求は認めている⁽¹⁷⁾。特に控訴審の大坂高等裁判所は、周辺住民の人格権侵害を認め、航空機の夜間離発着禁止という差止めまで認容した⁽¹⁸⁾。生命・身体侵害が問題になるところでは、人格権の主張が受け容れられやすい。

人格権から派生する権利として、平穏生活権という権利があると主張されることもある。特に下級裁判所においては、平穏生活権を認める例が増えてきている。たとえば、丸森町廃棄物処分場事件⁽¹⁹⁾では「人格権の一種としての平穏生活権の一環として、適切な質量の生活用水、一般通常人の感覚に照らして飲用・生活用に供するのを適當とする水を確保する権利があると解される」と判示された。その上で裁判所は、水質汚濁による健康被害のおそれを理由にして、廃棄物処分場の使用操業差止めを求める仮処分を認容した。

ここでいう平穏生活権は明らかに人格権構成を施したものといつてよい。この権利は個人の生命・身体の利益の保護を意図しているからである。しかし、最近の学説の中には、個人の平穏な生活が法的保護に値するのであれば、生命・身体が脅かされる状況になくとも、侵害行為の態様次第で、平穏生活権侵害を認めてよいのではないかという見解も主張されている⁽²⁰⁾。生命・身体侵害に対する合理的な不安・恐怖感がある場合（たとえば、危険な施設が住居近くに建設されようとしている場合）は、人格権侵害の高度の蓋然性があるとはいがたいものの、侵害行為

との利益衡量の結果を考慮することによって、あるいは侵害の蓋然性の有無について証明責任を部分的に転換することによって、平穏生活権の侵害があつたといつてよい場合が認められるという。

そもそも環境権提唱の狙いが、生命・身体の利益に被害が生じるずっと前の段階で、環境破壊を食い止めるところにあつたことを思うと、平穏生活権はその狙いに沿つて主張されたものと理解できる。ただし、環境権が利益衡量を排した「強い権利」として提唱されたのに対し、平穏生活権は利益衡量を前提にした（その意味で）「弱い権利」であるという違いがある。

最近では、福島原発事故を契機に、そこで侵害された法益は「地域において平穏な日常生活をおくことができることのものであることから、生存権、身体的・精神的人格権——そこには身体権に接続した平穏生活権も含まれる——および財産権を包摂した『包括的生活利益としての平穏生活権』」の侵害があつたものとみなし、そのような包括的な平穏生活権を対象に議論すべきとの主張が見られる。⁽²¹⁾ 平穏生活権の保護法益を広く解し、生命・身体への脅威だけに目を奪われないようにしようとする見解といえる。未曾有の福島原発事故は、個人の利益と公共の利益の境界線を不鮮明にしてしまったが、この主張においても、念頭におかれているのは、具体的な個人の利益であり、一般的な公益としての環境利益に吸収解消させようとする主張ではない。

三 持分権構成

公共の利益としての環境公益であつても、個人の利益に還元できるものであれば、環境権と呼ぶかどうかはともかく、個人の権利として構成することが可能である。学説上、これらは個人的環境権と呼ばれることがある。⁽²²⁾ たとえばとして、日照権、通風権、眺望権、景観権が挙げられことが多い。

ここで日照権を例にとると、日照利益は自己の住居近くに大きな建築物が設置され、その建築物の影に覆われることによって侵害される。日照利益を侵害された住民に、太陽の光を支配する権利が認められるわけではないとしても、当該住民がそれまで享受してきた日照利益をすべて断念するよう強いられる理由もないだろう。つまり、すべての個人は、自己の住居において、日照に対する平等なアクセス権を持つというべきなのである。

その意味で、個人的環境権なるものは、みんなのものである環境公益に対する各人の持分を請求しうる権利であるといえる。⁽²³⁾ それはあくまでも持分の請求なのだから、個人は自己の持分以上のものを要求することはできない。ここで個人に要求することが認められるのは、環境公益に対する平等のアクセス権に過ぎない。いいかえると、環境公益の一部が自己の自由になるということであって、他人の持分にまで容喙することは、少なくとも権利主張としては認められない。

これまで最高裁判所は、日照・通風利益⁽²⁴⁾や景観利益⁽²⁵⁾を不法行為法上の法的保護の対象にできると示唆している。しかし、日照権、通風権、景観権といった一個の権利として構成することには、なお躊躇があるようである。景観権のように、各人の持分の範囲を明確に定めにくいものの場合は、持分権構成にも難があるということなのかもしれない。

四 手続参加権構成

既に述べたように、個人の生命・身体の利益を権利として構成しようとするのであれば、人格権という実体的权利として構成することが可能であった。しかし、このような実体的権利としての構成とは別に、手続参加権としての構成も考えられる。手続参加権とは、たとえば危険な施設の建設によって、自己の生命・身体の利益が脅かされ

ることがないようにするため、建設許可等の行政処分が下される前に、当事者を含む関係者に対して、事前の告知、弁解、防御の機会を与える一定の手続への参加を求める権利をいう。

たとえば、それは伊方原発訴訟⁽²⁶⁾において問題になった。そこでは、原子炉設置予定地の周辺住民を原子炉設置許可手続に参加させる手続及び設置の申請書等の公開に関する規定が現行法になかったことが、憲法三一条（法律の定める手続の保障）に反するか否かが争われた。ところが、同訴訟に判決を下した最高裁判所によれば、原子炉設置許可手続のような行政手続は、刑事手続とは性質が違い、行政目的に応じて多種多様であるから、関係者の手続参加が常に必ず必要とされるわけではないとされ、しかも当該手続には、各専門分野の学識経験者等を擁する原子力委員会の意見を聴取する手續が定められているのだから、周辺住民に対する告知・聴聞の機会がなくても憲法には反しないと判示されてしまった。ここでは確かに、手続参加権の保障自体が否定されたわけではないものの、結論において、原子炉設置予定地の周辺住民の手続参加が否定されている。

しかし、周辺住民の手続参加権は、住民が自らの不安や懸念の解消を図り、かつ自らの権利防衛のために、透明な手続の中で問題点の説明を求め、規制当局をはじめとする関係者に対して自己の意見を提示する権利なのであって、原子力委員会の参加のような、専門家の意見聴取によって代替されるものではない。先の最高裁判所の判決は、この点に答えていない感みがある。⁽²⁷⁾

五 環境権の憲法化

裁判所が環境権を認めない理由は、環境権それ自体にある。しかし、環境権が承認されない理由は、それが明文化されていないからだと考える者も少なくない。人格権も明文化されていないが承認されていることを思うと、こ

の見解が的を射ていないのは自明であるが、それでも明文規定さえあれば、環境権が法的承認を得ることも容易になると期待する向きも根強い。かつて環境基本法が制定された際に、そこに環境権規定を盛り込むべきか否か審議されたことがあるが、審議の結果、環境権の権利性について、なお定説を見ないことを理由に環境権規定を設けることが見送られ、代わりに「環境権の趣旨」とされるところを活かした環境基本法三条（環境の恵沢の享受と継承）が制定された。⁽²⁸⁾ 今度は同じ議論が憲法を舞台に行われようとしているのである。

環境権を憲法上の権利として基礎づけるには、憲法改正が必要になる。憲法改正には、衆参両議院の三分の一以上の賛成に基づく国会の発議と、国民投票による過半数の賛成が求められている（憲法九六条一項）。確かに、このハードルは極めて高いものであると受け止められている。しかし、環境権を憲法化することに対する一定の支持があるので、近い将来、それが現実化する可能性がないわけではない。実際、現在政権を担っている自由民主党は、二〇一二年四月二七日に「日本国憲法改正草案」を公表し、近い将来の憲法改正を意図している。

しかし、環境権の憲法化は必ずしも個人の権利を創設することを意味しない。既に述べたように、環境権は従来の基本権と、その性格において、全く異なっているからである。⁽²⁹⁾ 憲法化された環境権は、憲法二五一条一項の生存権がそうであったように、プログラム規定と解されるか、あるいはせいぜいのところ、国家目標規定⁽³⁰⁾と理解されるだけであろう。自由民主党の憲法改正草案二五条の二も、環境保護を本当に基本権として規定するつもりなのか疑わしい体裁になっている。⁽³¹⁾ それはおそらく、環境権の憲法化に対しても、環境権の権利としての役割よりも、環境保護のシンボルとしての役割の方に期待がかけられているからである。

現在、多くの国々の憲法において環境権（あるいは国家目標規定としての環境保護）が規定されている。たとえば、スペイン憲法四十五条は環境権と公権力の環境保全義務を定める。また、中華人民共和国憲法は天然資源の所

有・利用について規定し（九条）、国家の環境管理について定めをおいている（二二六条）。これらの規定は、その国が環境保護を重視する姿勢を示したものである。ここから直ちに裁判所に出訴可能な個人の権利が導かれるわけではない。

ちなみに日本においても、地方公共団体の条例のレベルでは（憲法や法律と異なり）、環境基本条例の中に環境権規定を設ける例がしばしば見られる。たとえば、大阪府環境基本条例は、その前文において、「良好で快適な環境を享受することは、市民の基本的な権利」と規定している。環境基本条例の環境権規定にいかなる法的意義があるのかについては議論があるが^{〔32〕}、いずれにしても通常の意味の権利とは理解されていない。

六 もう一つの手続参加権構成

それでは、個人の利益ではなく、公共の利益としての環境公益に焦点を当てて権利構成することは、そもそもできなのだろうか。ここでは試論として一つの可能性を提示したい。それは、環境権をもつて、意思決定過程への市民参加の権利と捉えることである。一種の手続参加権であるが、個人が自己の実体的権利の防衛のために、自らの利害にかかる意思決定過程に関与するための権利ではなく、市民が意思決定過程に参加することを通して、公共の利益としての環境公益を保全する責務を果たすための権利である^{〔33〕}。これは従来的な意味での権利とは趣を異にしているものの、なお権利構成にこだわった考え方であるといつてよい。環境影響評価制度の創設は、この権利の具体化を図った一つの例として理解することができる。^{〔34〕}

環境影響評価制度とは、開発計画を決定する前に、環境影響を事前に調査予測し、代替案を検討し、その選択過程の情報を公表し、公衆に意見表明の機会を与える、これらの結果を踏まえて最終的な意思決定に反映させるプロセ

スである。⁽³⁵⁾ 環境影響評価法は、事業者が事業実施に当たって、環境の保全に向けて適正な配慮を行うための手続を定めているが、公衆に手続参加の機会を保障するため、事業者による説明会の開催を義務づけ（二七条）、公衆に三回の意見書提出の機会を付与している（三条の七、八条、一八条）。「環境の保全の見地からの意見を有する者」は、特に三回の意見書提出を通じて、事業者の開発行為に対し自らの意見を表明することができる。事業者はその意見に配意して事業を実施しなければならない。この意見表明の機会付与は、個人の利益のためではなく、環境公益を保全するために認められていることが重要である。

問題は公衆の意見表明が権利（手続参加権）の行使として認められているのかという点にある。⁽³⁶⁾ この論点は普天間飛行場代替施設建設事件において実際に扱われることになった。事案は、沖縄県の辺野古沖（豊かで希少な自然の宝庫とされる）に、国がアメリカ軍の飛行場を建設するため、環境影響評価法（あるいは沖縄県環境影響評価条例）に基づき環境アセスメントを行ったところ、その手続に瑕疵があつたとの理由により、「環境の保全の見地からの意見を有する者」が手続のやり直しを求めたものである。原告の主張するところによれば、事業者は、方法書の作成手続を省略し、「環境の保全の見地からの意見を有する者」の意見書を求めるないまま、独自に現地調査を行い、その結果を用いて環境影響評価準備書を作成し、原告らが手続に関与できる数少ない機会を奪つたとされる。

この原告の主張に対して、那覇地方裁判所は、意見書提出の機会を「環境の保全の見地からの意見を有する者」の主觀的利益を保護するために設けられものとみなさず、公益としての環境を保全するため、法律上、情報提供参加の機会が付与されたに過ぎないと解した。⁽³⁷⁾ 環境影響評価法が「環境の保全の見地からの意見を有する者」に事業者に対する意見書提出の機会を与えたのは、意見書を通じて収集された環境情報への配意を事業者に義務づけ、中でも有用な環境情報を事業計画に反映させ適切な対応をとらせようとしたためであることは確かであろう。しかし、

このことは住民等に意見書提出の手続的権利を付与したとみなすことと何ら矛盾しない。むしろ手続的権利を付与したとみなした方が、環境影響評価法の趣旨に適合的であるとさえいえる。ここでは環境公益を保護するために、住民等に意見書提出の手続的権利が付与されたと解することが、公益保護と手続主体の意思と法律の趣旨のいずれにも合致し得たのである。那覇地方裁判所がこのことを理解せず、この解釈を受け容れなかつたのは、誠に残念というほかない。

七 支配権と決定権

先に指摘したように、環境権は、当初、環境を支配する権利であるとみなされていた。しかし、このような理解は、本来、万人のものである公益としての環境を特定の権利主体が支配できると想定しているがゆえに、妥当とはいがたいものであつた。支配権としての環境権という理解は、結局、実務に受け容れられることができなかつたし、実質においては、学説上も支配的にはならなかつたといえる。

これに対して、環境権の本質を支配権ではなく、決定権と捉えることによって、支配権の問題性を克服しようとする戦略があり得る。そのような戦略を志向するのが山本敬三の見解である。⁽³⁸⁾ 山本は自己の決定権的権利觀に基づき、「主体がするかしないかを決める可能性が保障されるところに、『権利』を認める主眼がある」と主張する。「利益」の「割当てや帰属」を語らずとも（すなわち、「利益」の支配を語らずとも）、主体の自己決定を法的に保障しさえすれば、そこに「権利」を語る余地が十分にあるというのである。このような権利觀からすれば、「私的」利益であるか公共的利益であるかは、権利を論ずるうえで本質的な問題とはならない⁽⁴⁰⁾ため、公益としての環境もまた権利の対象になり得る。「そこでは、他者とともにでなければ決定できないとしても、そのようななかで自分

も決定する可能性があることに変わりはない」のだから、万人のものである環境公益にも、「他者との関係での自己のあり方を決める権利⁽⁴¹⁾」が成立し得ると考える。そして、実際の決定権の内容と射程は、他の権利との相関において衡量によつて決まるというのである。

決定の契機に権利の本質を見ることは注目に値する。確かに、主体による自由な意思決定が法的に保障されているのなら、そこには権利の保障があるといつてもよいだろう。前節で述べた手続参加権にも自由な意思決定の保障がある。しかし、「他者とともにでなければ決定できない」とされる点は疑問である。なぜなら、その場合の権利行使は他者との共同決定にならざるを得ず、自己の自由な意思だけで決めるわけにはいかなくなるからである。また、他者との関係を権利間衡量によつて調整するというのも筋違いである。なぜなら、それは衡量の問題ではなく、環境共同利用権の場合と同じく、民主制の問題だからである。だとすると、決定権的権利観の是非はともかく、「少なくとも」の権利観をそのまま環境権に当てはめることはできないというべきであろう。

おわりに

環境権を取り巻く法的「環境」はかなり厳しい。環境保護の重要性は裁判所も認めていると思われるが、それでも、今後もいわゆる環境権を肯定することはないだろう。他方、環境権を引き合いに出そうとする試みの方も絶えことはないと推測される。それは、環境保護の法的構成の中でも、権利構成を施すことが、環境保護の重要性を最も引き立たせ、その最適化を図るために最もふさわしいと思われているからである。環境の危機が意識されればされるほど、誰もが環境権を有しており、その権利を主張できると考えておいた方が、環境保護に資すると信じられているのである。しかし、権利保護としての環境保護の実現を図りたいのであれば、環境権の権利性について、そ

の意義と機能の視角から、なお一層の法的考察を深める必要がある。⁽⁴³⁾

- (1) 松本和彦『ビジネス環境法』viii頁（レクシスネクシス・二〇一二年）。
- (2) 環境基本法は「基本理念にのつとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務」を「国の責務」とし（六条）、また、「国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的・社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務」を「地方公共団体の責務」とし（七条）、さらに「国民は、基本理念にのつとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない」（九条一項）とした上で、「国又は地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務」を「国民の責務」としている（九条二項）。
- (3) 吉村良一「公害環境訴訟における権利論の意義」淡路剛久・寺西俊一・吉村良一・大久保規子編『公害環境訴訟の新たな展開』七五頁（日本評論社・二〇一二年）。
- (4) 大阪弁護士会環境権研究会『環境権』二三頁（日本評論社・一九七三年）。
- (5) 松浦寛『環境法概説（全訂第四版）』五五頁（信山社・二〇〇四年）参照。
- (6) 環境権の問題点については、松本和彦『憲法学から見た環境権』環境法研究三一号二二頁（一〇〇六年）、同『憲法における環境規定のあり方』ジユリスト一三三五号八三頁（一〇〇六年）参照。
- (7) 中山充『環境共同利用権』一〇三頁、二八七頁（成文堂・二〇〇六年）。
- (8) 畠山武道『考えるながら学ぶ環境法』八三頁（三省堂・二〇一三年）によれば、「環境権とは、一般的な権利のように一人一人が所有し、めいめいの判断で行使すべきものではなく、多くの人が共有し、ともに主張すべきものであるということになる。そして、権利の中身も、住民の話合いなどを通して定まるところになるだろう」とされる。これは、環境権を語りながら、実際のところは、環境保護のルールを語っているものと思われる。
- (9) なお、吉村良一『環境法の現代的課題』一七五頁（有斐閣・二〇一年）参照。
- (10) ただし、青柳幸一『個人の尊重と人間の尊厳』一八五頁（尚学社・一九九六年）は、環境が公益であることを認めた上で、環境権を「公益を指向する基本権」であるとする。同『憲法学のアポリア』九二頁、四四八頁（尚学社・二〇一四

(年) も参照。

(11) ただし、権利と認められているものの中にも、公益を指向するものがないわけではない。その代表は選挙権である。
芦部信喜・高橋和之補訂『憲法（第五版）』二五三頁（岩波書店・二〇一一年）によれば、「選挙権は、人権の一つとされるに至った參政権の行使という意味において権利であることは疑いないが、公務員という國家の機關を選定する権利であり、純粋な個人権とは違った側面をもつてゐるので、そこに公務としての性格が付加されると解するのが妥当である」とされる。これはいわゆる権利・公務二元説の立場である。ここに個人の利益保護を超える内実が認められる。とはいっても、たとえ権利・公務二元説の立場において解釈される選挙権であっても、権利性が認められる以上、個人の利益の保護という側面が軽視されているわけではない。一般に個人には選挙権について権利行使の自由が認められている。そして通常は、棄権の自由すら認められている。

(12) 大塚直「環境訴訟における保護法益の主觀性と公共性・序説」法律時報八二巻一一号一二六頁（二〇一〇年）は、「環境利益の公共性に関しては、環境利益について私人に『享受』『（相互の）関係性』『関与』がある場合に、公益から私益（個別の利益）を引き出してそれを司法の対象とすることが促進されるべきである」と主張する。ややアクリバティックな主張であるとの感じもあるが、ざりざりのところで隘路を突破しようとする実践的な主張であるということともできる。

(13) 日本弁護士連合会公害対策・環境保全委員会編『森林の明日を考える——自然享有権の確立をめざして』（有斐閣・一九九一年）参照。

(14) 玉蟲由樹「『環境権』の権利構造」福岡大学法学論叢五八巻四号二六〇頁（二〇一四年）は、「少なくとも、環境そのものを保護法益とする『真正の環境権』が憲法上成立する余地はないだろう」という。

(15) ただし、後述するように、「包括的な生活利益としての平穏生活権」を構成する場合は、財産侵害の問題も、生命や身体の侵害の問題と併せて、一括りの権利の問題とみなされることになる。

(16) 五十嵐清『人格権法概説』一〇頁（有斐閣・二〇〇三年）。

(17) 最大判昭和五六年一二月一六日民集三五卷一〇号一三六九頁。

(18) 大阪高判昭和五〇年一一月二七日判時七九七号三六頁。

- (19) 仙台地決平成四年二月二八日判時一四二九号一〇九頁。
- (20) 吉村・註(3)七六頁、大塚直「企業と予防原則」石田眞・大塚直編『労働と環境』一五七頁（日本評論社・一〇〇八年）など。
- (21) 淡路剛久「[包括的生活利益としての平穏生活権]の侵害と損害」法律時報八六巻四号一〇一頁（一〇一四年）。
- (22) 淡路剛久「環境権」ジュリスト一二四七号七七頁（一〇〇三年）。
- (23) この権利構成は、ディートリッヒ・マルスヴァイークが主張した持分権（Teilhaberecht）の議論（D. Murswick, *Privater Nutzen und Gemeinwohl im Umweltrecht*, DVBl 1994, S. 77 ff.）と類似する。詳しへば、松本和彦「環境汚染の自由の保障？」高田敏先生古稀記念『法治国家の展開と現代的構成』三一八頁（法律文化社・一〇〇六年）参照。
- (24) 日照妨害事件・最判昭和四七年六月二七日民集二六巻五号一〇六七頁。
- (25) 国立マンション事件・最判平成一八年三月三〇日民集六〇巻三号九四八頁。
- (26) 最判平成四年一〇月二九日民集四六巻七号一一七四頁。
- (27) 高木光「伊方原発事件」淡路剛久・大塚直・北村喜官編『環境法判例百選（第二版）』一〇一頁（有斐閣・一〇一年）参照。
- (28) 環境庁企画調整局企画調整課編『環境基本法の解説』九八頁（ぎょうせい・一九九四年）。
- (29) 松本和彦「[新しい人権]の憲法的保障」法学セミナ一六二二号一六頁（一〇〇五年）。たゞ、清野幾久子「環境権論の再検討」高橋和之先生古稀記念『現代立憲主義の諸相・下』五七七頁（有斐閣・一〇一三年）は、環境権を「環境的人格権」と「環境的生存権」に再構成することによって、従来の基本権の延長線上に位置づけようと努力している。しかし、「環境的人格権」「環境的生存権」と従来の基本権の整合性を図ろうとすればするほど、それは従来の環境権から離反せざるを得ないのではないかと思われる。
- (30) 小山剛「[新しい人権]」ジュリスト一二八九号九八頁（一〇〇五年）。
- (31) 同草案二十五条の二は「国は、国民と協力して、国民が良好な環境を享受することができるようにその保全に努めなければならない」と規定する。なお、江島晶子「問題は、人権規定なのか、人権を実現する仕組み（統治機構）なのか」奥平康弘・愛敬浩一・青井美帆編『改憲の何が問題か』二三二頁（岩波書店・二〇一三年）参照。

(32) 北村喜宣『自治体環境行政法（第六版）』一一九頁（第一法規・二〇一二年）参照。

(33) 淡路・註(22)七六頁。

(34) 環境団体訴訟の創設にも、似たような側面がある。松本和彦「環境団体訴訟の憲法学的位置づけ」環境法政策学会編『公害・環境紛争処理の変容』一四八頁（商事法務・二〇一二年）参照。

(35) 大塚直『環境法 BASIC』九八頁（有斐閣・二〇一三年）。

(36) 大塚・註(35)一一一頁。

(37) 那覇地判平成二五年二月二〇日（裁判所H.P.）。なお、山田健吾「環境影響評価手続における住民意見陳述機会の法的性質」法学教室四〇二号別冊付録『判例セレクト』六頁（二〇一四年）参照。

(38) 山本敬三「基本法による権利の保障と不法行為法の再構成」季刊企業と法創造七巻三号七〇頁（二〇一一年）、同「基本権の保護と不法行為法の役割」民法研究五号七七頁（二〇〇八年）、同「人格権」『民法の争点』四四頁（有斐閣・二〇〇七年）など参照。

(39) 山本・註(38)「基本法による権利の保障と不法行為法の再構成」八四頁、同「基本権の保護と不法行為法の役割」一七八頁、同「人格権」四七頁。

(40) 宮澤俊昭「被侵害利益の公共化」のすべてを不法行為法が受け止めるべきか」近畿大学法学五八巻一・三号四六六頁（二〇一〇年）。

(41) 山本・註(38)「基本権の保護と不法行為法の役割」一三〇頁。

(42) 山本・註(38)「基本権の保護と不法行為法の役割」一二九頁、同「人格権」四七頁。

(43) 本稿は、著者が二〇一四年四月三日に中国・山東大学法学院において行った講演の原稿を下敷きに作成されている。同講演のために尽力された山東大学の牟嶽魁教授に対し、記して感謝申し上げる。